

**あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 23 年度第 4 四半期）**  
**デリバティブ関係(金利系)**

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	23年度(あ)第383号
申立ての概要	優越的地位の濫用により締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。</li> <li>・当社はB銀行から変動金利で融資を受けた後に、金利固定化のための本件契約の提案を受けた。過去に、本件契約と同種の契約を締結した経験はなく、本件契約を理解しないまま締結に至った。</li> <li>・B銀行担当者から当社会長が複数回説明を受けた記憶はあるが、中途解約時における解約清算金の説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A社に融資を実行した後、当行担当者は変動金利上昇のリスクヘッジ効果を目的として、本件契約の提案を行い、締結に至った。</li> <li>・当行担当者はA社会長に対して提案書を用いて複数回説明を行い、A社会長から本件契約を理解した旨、及びA社の顧問税理士からリスクヘッジが必要である旨の発言を受けた記録が残っている。</li> <li>・当行担当者は本件契約の提案に当たり、十分な時間を使ってヘッジ比率等の検証を行っており、本件契約の提案過程において問題がないものと考えている。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

以上

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。